

平成31年2月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成31年2月定例教育委員会付議議案 目次

報告第2号	専決処分の承認を求めることについて……………1 (教職員(小・中学校)の内申について)
報告第3号	臼杵市民会館条例施行規則等の一部改正について……………2
報告第4号	臼杵市いじめ防止基本方針の改定について……………5
第3号議案	臼杵市体育施設条例施行規則の一部改正について……………6
第4号議案	平成31年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて……………7
第5号議案	平成31年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて……………8
第6号議案	平成31年度臼杵市奨学生の内定について……………9
第7号議案	平成30年度補正予算(3月定例市議会)について……………10
第8号議案	平成31年度当初予算(3月定例市議会)について……………11

報告第 3 号

臼杵市民会館条例施行規則等の一部改正について

臼杵市長による、臼杵市民会館条例施行規則（平成 17 年臼杵市規則第 140 号）の一部改正が下記のとおり行われたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき報告し承認を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

臼杵市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 2 月 1 日

臼杵市長 中野 五郎

臼杵市規則第 4 号

臼杵市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則

（臼杵市民会館条例施行規則の一部改正）

第 1 条 臼杵市民会館条例施行規則（平成 17 年臼杵市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（電子情報処理組織を用いた手続による特例）

第 9 条の 2 電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いた手続により会館の使用を許可する場合にあっては、第 8 条第 1 項及び前条の規定による手続を省略することができる。

（臼杵市総合公園運動施設管理規則の一部改正）

第 2 条 臼杵市総合公園運動施設管理規則（平成 19 年臼杵市規則第 10 号）の一部を次

のように改正する。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織を用いた手続による特例)

第11条 電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いた手続により運動施設の使用を許可する場合にあっては、第5条第1項及び第6条の規定による手続を省略することができる。

(臼杵市野津吉四六ランド運動広場管理規則の一部改正)

第3条 臼杵市野津吉四六ランド運動広場管理規則(平成19年臼杵市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(臼杵市体育施設条例施行規則(平成19年臼杵市規則第9号。以下「体育施設規則」という。)第4条第1項の様式第1号を準用)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書の様式は、臼杵市体育施設条例施行規則(平成21年臼杵市教育委員会規則第10号。以下「体育施設規則」という。)様式第1号を準用する。

第5条中「(体育施設規則第5条第1項の様式第2号を準用)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の許可書の様式は、体育施設規則様式第3号を準用する。

第6条第2項中「(体育施設規則第6条第2項の様式第3号を準用)」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請書の様式は、体育施設規則様式第4号を準用する。

第7条第2項中「(体育施設規則第7条第2項の様式第4号を準用)」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請書の様式は、体育施設規則様式第5号を準用する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織を用いた手続による特例)

第8条 電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いた手続により運動広場の使用を許可する場合にあっては、第4条第1項及び第5条第1項の規定による手続を省略することができる。

(旧臼杵藩主稲葉家下屋敷及び旧平井家住宅条例施行規則の一部改正)

第4条 旧臼杵藩主稲葉家下屋敷及び旧平井家住宅条例施行規則(平成24年臼杵市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織を用いた手続による特例)

第13条 電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いた手続によ

り貸館使用の許可をする場合にあつては、第9条の規定による手続を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

公共施設の予約システムの稼働に伴い、各規則で定めている「申請書の提出」と、それに対する「許可書の交付」について、書面での申請等を省略可能とする必要があるため提出する。

報告第4号

臼杵市いじめ防止基本方針の改定について

臼杵市いじめ防止基本方針について、下記のとおり改訂することに伴い、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、報告し承認を求める。

平成31年2月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

臼杵市いじめ防止基本方針の改定（案） 別紙のとおり。

理 由

児童虐待を含む臼杵市いじめ防止基本方針へ改定する必要があるため提出する。

第3号議案

臼杵市体育施設条例施行規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成31年2月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

臼杵市体育施設条例施行規則（平成21年臼杵市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織を用いた手続による特例）

第6条 電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いた手続により体育施設の使用を許可する場合にあっては、第2条第1項及び第3条第1項の規定による手続を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

体育施設の利用者の利便性向上のため、公共施設の予約システムを用いる場合における手続の省略を定めるものとする。

第4号議案

平成31年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて

平成31年度臼杵市学校教育指導方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、議決を求める。

平成31年2月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

理 由

平成31年度臼杵市学校教育指導方針を定める必要があるため提出する。

第5号議案

平成31年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて

平成31年度臼杵市社会教育基本方針を定めることについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第1号の規定に基づき、議決を求める。

平成31年2月28日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

理 由

平成31年度臼杵市社会教育基本方針を定める必要があるため提出する。